****

資料２

**生活支援**

１　基本方針

　障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現に向け、障害のある人の意思決定を支援するため、相談支援体制の充実を図ります。また、地域移行を推進し、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられる取組みを進めるとともに、誰もが個人としての尊厳が重んじられた日常生活または社会生活を営むことができるよう、各種支援の充実に取り組みます。

　相談支援については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」が中心となり、障害のある人等の地域生活全般に関する問題についての相談に応じ、情報提供や福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行っています。相談件数が著しく増加していることから、市内に複数の相談窓口を新たに設置し、相談者の利便性を向上させるとともに支援の質の向上を図ります。

　加えて、障害のある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据えて、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点事業を実施し、相談や緊急時の受け入れ等の様々な支援を市内事業所や関係機関で行える体制を整備します。

　また、障害福祉サービス等の利用の推進や障害のある子供への支援の充実を図るとともに、それを支える障害福祉人材の育成・確保等にも取り組みます。

　さらに、補装具費、日常生活用具費の支給を行うことで生活の質の向上を図るとともに、円滑な意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう情報提供や意思疎通の支援を行います。

　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

（１）相談支援体制の充実

（２）障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

（３）障害児支援の充実

（４）補装具費、日常生活用具費の支給

（５）情報提供の充実等

（６）意思疎通支援の充実

２　現状と施策の方向性について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（１）相談支援体制の充実** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．船橋市自立支援協議会による障害のある人への支援体制の整備 | ①関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を船橋市自立支援協議会にて行っています。 | ①船橋市自立支援協議会にて専門部会の報告等を踏まえた検討を行い、障害福祉施策に関する協議を行うとともに、関係機関等の相互の連絡や障害者施策等に関する情報共有を図ることにより、連携の緊密化や地域の実情に応じた体制の整備を図ります。  また、障害のある人が住み慣れた地域で暮らすため、地域の相談支援体制について検討します。  [担当課]  障害福祉課 |
|  | ②船橋市自立支援協議会に専門部会を設置し、課題別の検討事項について協議を行っています。 | ②船橋市自立支援協議会専門部会において、障害者支援等における課題等を共有するとともに、改善方策について協議を行い、船橋市自立支援協議会への報告を通じて施策の立案や改善に結び付けます。  [担当課]  障害福祉課、療育支援課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ２.相談支援体制の充実 | ①船橋障害者相談支援事業所連絡協議会において、各相談支援事業に係る諸問題の検討及び研究、関係機関・団体等のネットワークづくりなど相談支援体制の構築を図っています。 | ①船橋障害者相談支援事業所連絡協議会での研修会や制度の研究を通じて相談支援体制の質的向上を図ります。  [担当課]  障害福祉課、療育支援課 |
|  | ②基幹相談支援センター「ふらっと船橋」において障害者（児）総合相談支援事業を行っています。市内全域に利用者が増加していることを踏まえ、令和２年度に新たな相談窓口を設置し、支援の質の向上を図っています。 | ②障害のある人や障害のある子供とその家族が、身近な地域で相談できるよう、地域の社会資源を活かして市内の各地域に新たな相談窓口を複数設置し、相談者及び相談員双方の利便性を向上することで支援の質の向上を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ３．計画相談支援の推進 | 障害のある人や障害のある子供の心身の状況やサービス利用の意向を踏まえたサービス等利用計画及び障害児支援利用計画が作成されるよう、障害福祉サービス及び児童通所支援の新規利用時や更新時などに計画相談支援及び障害児相談支援の利用を推進しています。 | 利用者に対しては、サービスの申請時のほか市のホームページや障害福祉のしおり、ケースワーカーなどを通じて周知を行い、障害のある人や障害のある子供とその家族に対する計画相談支援及び障害児相談支援の充実に努めていきます。サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に当たっては、相談支援事業所の集まりである、「船橋障害者相談支援事業所連絡協議会」、社会福祉法人で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」、NPO法人等で構成される「船橋障がい者地域福祉連絡会」などと連携を図りながら、整備に取り組みます。  [担当課]  障害福祉課、療育支援課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ４．基幹相談支援センター「ふらっと船橋」による相談支援の充実 | 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」が、地域の相談支援の中核的な役割を担っています。 | 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を軸に、相談支援における困難事例への助言、関係者間の連携・調整など相談支援体制の充実を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
| ５．障害者相談員による相談の実施 | 身体障害者相談員及び知的障害者相談員による相談を行っています。 | 障害者相談員に対する研修を定期的に実施し、障害のある人やその家族にとって身近な地域で相談できる障害者相談員による相談の充実を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（２）障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．障害福祉サービス等の充実 | 障害のある人の個々のニーズや実態に応じ、障害福祉サービス等の支援を行っています。 | サービス等利用計画を活用して、障害のある人の個々のニーズや実態に応じた適切な障害福祉サービス等の利用推進を図ることにより、障害のある人が地域において自立した生活を送れるよう支援していきます。  　また、通所事業所や短期入所等の障害福祉サービス事業所は今後も需要が見込まれることから、社会福祉法人等で構成される「船橋市障害福祉施設連絡協議会」などの意見を踏まえ、医療的ケアが必要な人も含め受け入れ先の確保に向けた取り組みの検討を行うほか、事業者が整備を行う際には、その整備費について補助を行います。  [担当課]  障害福祉課 |
| ２．グループホームの充実 | ①地域移行の推進を図るため、グループホームの整備費の補助を行っています。  　グループホームについては消防法、建築基準法上の様々な課題がありますが、それらの問題に対し、関係機関・関係部局と連携を図りながら、問題の解決に取り組んでいます。 | ①地域移行の推進のため、グループホームの新規設置について検討を行い、スプリンクラー設置費の補助等、必要に応じた整備費の補助を行います。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
|  | ②障害のある人の自立支援に寄与するため、グループホームの運営費等の補助を行っています。 | ②障害福祉サービス等に係る報酬改定等の社会情勢の変化に応じて検討を行い、グループホームの運営費等の補助を行います。  [担当課]  障害福祉課 |
|  | ③グループホーム間の連携やサービスの質の向上のため、船橋市グループホーム連絡協議会において情報の集約や勉強会を開催しています。 | ③船橋市グループホーム連絡協議会において、情報の共有や勉強会を行うことで、グループホーム間の連携強化と資質向上を図るとともに、各グループホームの空き状況等を集約することで、グループホーム利用に係る手続きの円滑化を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
| ３．福祉ホーム・生活ホームによる支援 | 福祉ホーム・生活ホームにより障害のある人への居室提供及び日常生活に必要な支援を行っています。 | 福祉ホーム・生活ホームによる居室の提供及び日常生活の援助を行います。  また、生活ホームについてはグループホームへの移行を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ４．グループホーム等入居者家賃補助の実施 | 障害のある人の自立を促進するため、グループホーム・生活ホームに入居している障害のある人に対して家賃の一部を補助しています。 | グループホーム・生活ホームの家賃補助を行うことにより、障害のある人のグループホーム・生活ホームでの生活を支援し、障害のある人の地域移行を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |
| ５．難病患者に対する障害福祉サービス等の支援 | 障害者総合支援法では、難病患者も障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に含まれているため、難病患者に対しても障害福祉サービス等の支援を行っています。 | 難病患者に対する障害福祉サービス等の周知を行うとともに支援を推進します。  また、対象疾患拡大等の動きにも適切に対応します。  [担当課]  障害福祉課 |
| ６．障害福祉を支える人材の確保 | 障害福祉サービス等に従事する職員を確保するため、就職説明会の開催やEPA（経済連携協定）による外国人介護福祉士候補者の受け入れに係る費用の助成を事業所に対して行っています。  　また、介護職員初任者研修や実務研修の修了者に対して受講料等の費用助成を行っています。 | 説明会の開催や補助を行うことで障害福祉サービス等の職員の確保を図ります。  また、人材確保のための方策について検討します。  [担当課]  障害福祉課、療育支援課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ７．重度化・高齢化への対応 | ①地域で生活する障害のある人やその家族が安心して地域で生活し続けられるための支援体制を整えるために、地域生活支援拠点事業を実施しています。 | ①障害のある人やその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、緊急時の相談や短期入所の一時受け入れの調整を行うコーディネーターを配置し、地域全体で支える体制を整えます。  [担当課]  障害福祉課 |
|  | ②障害の重度化、重複化に対応するため、専門職員の配置を行っています。 | ②サービスの継続性の観点から、障害の重度化、重複化に対応するため専門職員を配置します。  [担当課]  療育支援課 |
|  | ③重度の身体障害者が多く通所する生活介護事業所に対し、職員の加配に係る運営費の一部を助成することにより、重度身体障害者の受け入れ先の確保を行っています。 | ③重度の身体障害者が多く通所する生活介護事業所に対し、職員の加配に係る運営費の一部を助成することにより、重度身体障害者の受け入れ先の確保を行います。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
|  | ④障害のある人の高齢化に対して、介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行われるよう関係機関との連携を図っています。 | ④介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行えるよう関係機関との連携を図るとともに、高齢化に対する課題の把握に努めていきます。  また、親亡き後の不安を解消するための取組として、地域での生活の場であるグループホームの整備や将来に渡りさまざまなサービスの提供や行政への手続きが行えるよう成年後見制度の利用推進を図ります。  [担当課]  介護保険課、障害福祉課 |
| ８．成年後見制度の利用の推進 | 船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、障害のある人の法人後見等の受託や、障害のある人及びその家族に対して成年後見制度を利用するにあたっての電話相談等を行うことにより成年後見制度の利用を推進しています。 | 船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する電話相談等を行うとともに、市からの依頼に応じて法人後見等の受託を行い、成年後見制度の利用を推進します。  [担当課]  地域保健課、障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ９．困難事例への対応について | 多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められた強度行動障害者の支援を行う施設に対して、市独自に運営費の補助を行っています。 | 強度行動障害者の支援を行う施設の支援については、適宜見直しを図り、適切な支援を行います。  また、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所等）を退所した障害のある人に対する支援については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中心に地域移行・地域定着に向けた取り組み及び支援を行います。  [担当課]  障害福祉課 |
| １０．生活訓練等事業の推進 | 視覚障害者、特に中途失明者に対し、日常生活に必要な相談・訓練指導を行うことにより、視覚障害者の自立社会参加の促進を図っています。 | 生活訓練等事業については、視覚障害者の状況に合わせた相談・訓練指導を実施し、その利用の推進を図りながら、視覚障害者の自立社会参加の促進を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
| １１．障害児等療育支援事業の推進 | 在宅の障害のある子供、障害のある人の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等により、各種福祉サービス提供の援助・調整等を行っています。 | 障害福祉サービスの利用を促進する観点から、障害児等療育支援事業の受託事業所数の増加を図るなど、障害のある人とその家族が利用しやすい環境整備を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １２．精神障害者の社会復帰施策の推進 | 回復途上の精神障害者の社会生活への適応力を高めることなどを目的に、デイケアクラブを実施しています。 | デイケアクラブを実施し、精神障害者の社会復帰を支援します。  [担当課]  地域保健課 |
| １３．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 精神障害者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉関係者による協議を行います。 | 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して、精神障害者が地域で暮らしていくための支援体制について検討します。  [担当課]  地域保健課、障害福祉課 |
| １４．一時介護の実施 | 障害のある人が福祉施設などに有料で一時的な介護を依頼した場合、その費用の一部を助成することにより、障害のある人及びその保護者の福祉の増進を図っています。 | 障害のある人の日中活動の場の確保のため、日中一時支援を継続して実施し、障害のある人の家族の就労支援及び一時的な休息等の支援を行います。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １５．障害者等日中一時支援事業の充実 | 障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息等のための支援を行っています。 | 障害のある人の日中活動の場の確保のため日中一時支援を継続して実施し、障害のある人の家族の就労支援及び一時的な休息等の支援を行います。  [担当課]  障害福祉課 |
| １６．重度身体障害者等入浴サービス事業の充実 | 重度身体障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護を行っています。 | 自宅での入浴が困難な重度身体障害者等に対して、保健衛生の向上と介護者の負担軽減を図る重度身体障害者等入浴サービス事業を継続して実施します。  [担当課]  障害福祉課 |
| １７．障害者等移動支援事業の充実 | 屋外での移動が困難な障害のある人及び障害のある子供が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行っています。 | 障害のある人の社会参加や通学等のための移動に対する支援は不可欠であることから、障害のある人が必要な場面で支援を受けられるよう移動支援事業を継続して実施します。  また、利用実態に合わせた利用方法について継続して検討します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １８．リフトカーによる移動支援の実施 | 福祉リフトカーの利用支援を行い、障害のある人の社会参加を促す外出支援を行っています。 | 効率的な利用方法を図りつつ、重度身体障害者及びねたきり老人等の通院、会合等社会生活上必要な用務のための利用に供することにより、重度身体障害者及びねたきり老人等の社会参加のための外出の支援を行います。  [担当課]  障害福祉課 |
| １９．福祉タクシー利用料金の助成 | 重度の障害のある人に、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、障害のある人の福祉の増進を図っています。 | 乗用タクシー及び車椅子や介護ベッドを積むことのできる福祉タクシー利用料金の一部の助成を行うことにより、障害のある人の福祉の増進を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
| ２０．自動車改造費及び自動車免許取得費の助成 | 身体に障害のある人が、自ら運転する自動車の改造を行う場合や、自動車運転免許を取得した場合に、改造費や免許取得費の一部を助成しています。 | 身体に障害のある人が、自動車を運転することにより社会参加が可能になるため、障害のある人が自ら運転する自動車の改造を行う場合の改造費や免許取得費の一部を助成します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ２１．障害者施設等通所交通費の助成 | 障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成しています。 | 障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動への参加しやすい環境を整備します。  [担当課]  障害福祉課、療育支援課 |
| ２２．船橋市福祉有償運送運営協議会の開催 | 運送者からの申し出により、船橋市福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、地域の関係者が集まり協議しています。 | 船橋市福祉有償運営協議会において、福祉有償運送についての協議を行います。  また、事業者に対し福祉有償運送の相談・指導を行います。  [担当課]  地域福祉課 |
| ２３．食の自立支援事業の実施 | 身体の障害等により食事の調理が困難な一人暮らし等の身体障害者に食事を届けるほか、栄養士が食生活に関する相談に応じる、食の自立支援事業を行っています。 | 一人暮らし等の身体障害者の食の自立がさらに推進されるように、食事内容について継続して見直しをしつつ、食の自立に必要な支援を実施します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ２４．ふれあい収集の実施 | 日常的なごみ出しが困難であり、周りの方からの支援を受けられない障害のある人のみの世帯等を対象に、可燃ごみ、不燃ごみ等の戸別収集を行っています。 | 日常的なごみ出しが困難であり、周りの方からの支援を受けられない障害のある人のみの世帯等を対象に、戸別収集を行うことで、ごみ出しに関する負担を軽減します。  [担当課]  資源循環課 |
| ２５．クリーンサポート収集の実施 | 障害のある人のみの世帯等で自分たちで粗大ごみを収集場所まで運ぶことができないときに、屋内からの持ち出し収集を行っています。 | 周りの方からの支援を受けられず、自力でのごみ出しが困難な障害のある人のみの世帯等に対し、ごみ収集の支援を行います。  [担当課]  クリーン推進課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（３）障害児支援の充実** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．療育支援体制の整備 | こども発達相談センターを基幹とし、福祉、教育部門などの周辺関係機関との連携を強化し、広く支援体制を整備することで、総合的・一貫性のある療育体制の充実を図っています。 | 連携を強化するための会議等を開催し、支援体制の整備を図ります。  [担当課]  療育支援課 |
| ２．児童発達支援の実施 | 学齢前の障害のある子供が、日常生活の向上を図るため、基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行っています。 | 児童発達支援を実施し、障害のある子供の日常生活の向上を図ります。  [担当課]  療育支援課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| 3．切れ目のない指導・支援の充実 | 障害のある子供の成長記録や配慮が必要な事項等を記載したライフサポートファイルを各支援機関で共有することで、適切かつ一貫性のある支援体制の充実を図ります。 | ライフサポートファイルを配布することで、障害のある子供に対する適切かつ一貫性のある支援体制の充実を図ります。  [担当課]  療育支援課 |
| 4．放課後等デイサービスの実施 | 就学している障害のある子供が、生活能力の向上を図るため、コミュニケーションの促進や必要な訓練を行っています。 | 放課後等デイサービスを実施し、障害のある子供の生活能力の向上を図ります。  [担当課]  療育支援課 |
| 5．保育所等訪問支援の実施 | 保育所等に通う障害のある子供が、集団生活への適応のため、訪問支援員が支援方法等の指導等を行っています。 | 保育所等訪問支援を実施し、障害のある子供の集団生活への適応を図ります。  [担当課]  療育支援課 |
| ６．早期発見・早期療育の充実 | 心理発達相談員などの専門職の個別相談、電話相談により、保護者の悩みに寄り添いつつ、適切に療育につなげています。 | 心理発達相談員などの専門職が個別相談、電話相談を行い、療育が必要な子供とその保護者を支え、適切に療育につなげます。  [担当課]  療育支援課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ７．療育内容の充実 | 療育内容の研究を深め、より効果的な支援体制を構築するとともに、支援に係る知識や具体的支援方法についての指導啓発のために巡回相談や発達支援のための講演会を行うことにより、効果的な支援体制の確立を図っています。 | 幼稚園・保育園等の職員に対して、巡回相談や講演会を開催し、職員の資質の向上を図ります。  [担当課]  療育支援課 |
| ８．保育所における障害のある児童の受け入れ | 「船橋市発達支援保育実施要綱」に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行っています。  また、保育所のバリアフリー化を推進しています。 | 「船橋市発達支援保育実施要綱」に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行います。  また、保育所のバリアフリー化を推進します。  [担当課]  公立保育園管理課 |
| 9．幼稚園における障害のある児童の受け入れ | 障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、それにかかわる経費の一部の補助を行っています。 | 障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、その経費の一部を補助することにより、幼稚園における障害のある児童の受け入れに対する支援を行います。  [担当課]  学務課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| 10．放課後ルームにおける障害のある児童の受け入れ | 障害のある児童の受け入れの際に、児童の障害の程度に応じて職員の加配などを行っています。 | 職員の加配を行うなど障害のある児童の受け入れを行います。  [担当課]  地域子育て支援課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（４）補装具費、日常生活用具費の支給** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．補装具費の支給 | 障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費（購入・借受け・修理）の支給を行っています。 | 障害者総合支援法に基づき、補装具費の支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
| ２．日常生活用具費の支給 | 障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために日常生活用具費や日常生活用具取付費用の支給を行っています。 | 日常生活用具費や日常生活用具取付費用について、利用実態を把握しつつ適正な支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（５）情報提供の充実等** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク（Fネット）事業の実施 | 聴覚障害者への情報提供の充実を図るため、ファクシミリを利用した情報提供を実施しています。 | ふなばし情報メールなどの普及を図りつつ、ファクシミリを利用した情報提供を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |
| ２．図書利用の支援 | ①身体障害者福祉センターにて声の図書や点字図書の貸し出しを行っています。 | ①声の図書・点字図書の貸し出しを行います。  [担当課]  障害福祉課 |
|  | ②障害があり図書館に行くことが困難な人に対し、図書の宅配を行っています。 | ②図書の宅配サービスを行います。  [担当課]  図書館 |
|  | ③視覚障害者に対し、録音図書等（朗読CD、カセットブック、点字図書、デイジー図書）や大活字本の貸し出しを行っています。また、対面朗読ができる部屋を提供しています。 | ③録音図書等の貸し出しや対面朗読室の提供を行います。  [担当課]  図書館 |
| ３．点字広報・声の広報の発行 | 広報ふなばしの点字版・録音版を発行することによる情報提供の推進を図っています。 | 点字広報・声の広報を発行することによる情報提供の推進を図ります。  [担当課]  広報課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ４．市のホームページにおける情報提供の推進 | 市のホームページにおいて、ふりがな・文字の拡大機能・音声読み上げ機能など情報提供の推進を図っています。 | 市のホームページにおけるアクセシビリティに配慮した情報提供の推進を図ります。  [担当課]  広報課 |
| ５．声の市議会だより・市議会だより点字版の発行 | 市議会だよりの録音版である声の市議会だよりや市議会だよりの点字版を発行することにより、市議会の情報提供の推進を図っています。 | 声の市議会だより・市議会だより点字版の発行により、市議会の情報提供の推進を図ります。  [担当課]  庶務課 |
| ６．公文書の音声コード化 | 障害福祉のしおりや通知の一部の音声コード化を行っています。 | 公文書の音声コード化については、今後も必要なものはコード化を行います。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（６）意思疎通支援の充実** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援の推進 | ①広域的な手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。 | ①障害のある人と障害のある人に対して意思疎通を必要とする人の意思疎通支援の手段として、手話通訳者または要約筆記者の派遣の利用を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
|  | ②手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進するため、手話通訳者・要約筆記者の養成を行っています。 | ②専門性の高い手話通訳者・要約筆記者の養成を行うことにより、意思疎通支援を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |
| ２．手話講習会の実施 | ①聴覚障害者が基本的な意思疎通ができるように、手話講習会を行っています。 | ①聴覚障害者への意思疎通支援のため、手話講習会を行います。  [担当課]  障害福祉課 |
|  | ②健聴者で初めて手話を学ぶ人を対象とした手話講習会を行っています。 | ②健聴者で初めて手話を学ぶ人を対象として講習会を行います。  [担当課]  障害福祉課 |
|  | ③身体障害者手帳を所持していない中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行っています。 | ③手話の学習を通じ、同じ仲間との交流を深め、孤立しがちな状況から社会参加を促進していくことを目的に、中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行います。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ３．盲ろう者通訳・介助員による意思疎通支援の充実 | ①盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。 | ①盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。  [担当課]  障害福祉課 |
|  | ②盲ろう者通訳・介助員の派遣を推進するため、盲ろう者通訳者・介助員の養成を行っています。 | ②盲ろう者通訳・介助員の養成を行うことにより、意思疎通支援を推進し、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。  [担当課]  障害福祉課 |
| ４．ヒアリングループの貸し出しによる意思疎通支援の充実 | 難聴者の聞き取りを支援するため、ヒアリングループの貸し出しを行っています。 | ヒアリングループの貸し出しを行うことにより、難聴者の意思疎通支援を推進し、難聴者の自立と社会参加を促進します。  [担当課]  障害福祉課 |

****

**保健・医療**

１　基本方針

　保健・医療に関しては、障害のある人を含む市民すべての障害や疾病などの早期発見・早期治療、早期療育を図ることが重要です。関係機関が連携し、各年齢・段階に応じた、適切な施策を実施していく必要があります。

　そして、障害の有無にかかわらず、すべての市民の健康の保持・増進を図っていくことも重要です。特に、生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するためにも、生活習慣の改善や自己健康管理の促進を図っていく必要があります。障害のある人の保健・医療に関しては、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受け入れられるよう、地域医療体制等の充実を図ることが必要です。障害のある人の健康の保持・増進や新たな障害の予防・軽減を図るためにも、保健・医療・福祉の関係機関が連携を図っていく必要があります。

　また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域で暮らせる環境の整備や支援を行っていく必要があります。

　あわせて、医学的リハビリテーションに従事する者や健康相談等を行う者について、専門的な技術や知識を有する人材を確保することが必要になります。難病の人が生活における悩みや不安等を解消するための相談・支援や医療費の負担軽減に関する施策を進めていくことも重要です。

　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

（１）保健・医療の充実等

（２）精神保健・医療の提供等

（３）人材の育成・確保

（４）難病に関する施策の推進

（５）障害の原因となる疾病等の予防・治療

２　現状と施策の方向性について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（１）保健・医療の充実等** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．保健・医療・福祉の連携 | できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりに向け、障害のある人も含めた高齢者の支援体制の充実のため、地域づくりや個別課題の解決を目的とする地域ケア会議や、精神障害者の社会復帰に必要な福祉施策の推進を目的とする船橋市精神保健福祉推進協議会を開催し、保健・医療・福祉の連携を図っています。 | 地域ケア会議や船橋市精神保健福祉推進協議会を開催し、保健・医療・福祉の連携を図ります。  [担当課]  包括支援課、地域保健課、障害福祉課 |
| ２．健康づくり事業の推進 | 健康の保持増進や生活習慣病予防に関する啓発、妊娠、出産・子育てに関する相談、健康診査等の事業を行っています。 | 生涯にわたる健康づくりのための事業を実施します。  [担当課]  地域保健課 |
| ３．地域リハビリテーションの推進 | ①船橋市地域リハビリテーション協議会において、市民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、適切なリハビリテーションが切れ目なく提供される地域リハビリテーションを推進するために必要な事項について、協議しています。 | ①地域リハビリテーションを推進するための協議及び取り組みを実施します。  [担当課]  健康政策課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
|  | ②船橋市リハビリセンターにおいて、リハビリ事業に加え、市内の回復期病床を持つ病院等と密接な連携体制を整えることで、回復期から維持期までの継続したリハビリテーションを提供していく地域リハビリテーションを推進するための拠点事業を行っています。  　また、リハビリテーション科の診療所及び訪問看護ステーション業務を実施し、地域で生活しながらリハビリテーションを行う方にリハビリテーションの総合的な提供を行っています。 | ②地域で生活しながらリハビリテーションを行う方を対象に、リハビリテーションの総合的な提供を行います。  　また、地域リハビリテーションを推進するための拠点事業を行い、地域リハビリテーションの推進を支援するとともに、リハビリテーション科の診療所や訪問看護ステーションの運営を行います。  [担当課]  健康政策課 |
|  | ③リハビリテーション検討会議の開催など庁内におけるリハビリテーションの連携を図っています。 | ③庁内におけるリハビリテーションの連携を図ります。  [担当課]  療育支援課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ４．地域医療の推進 | ①かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の必要性について、広報ふなばしや小児救急ガイドブックなど様々な形で、市民への啓発を図っています。 | ①かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の必要性について、市のホームページにて周知するとともに、広報ふなばしや小児救急ガイドブックなど様々な形で、市民への啓発を図ります。  　また、先進事例を参考に、より効果的な周知方法等について、検討します。  [担当課]  健康政策課 |
|  | ②船橋市立リハビリテーション病院において回復期のリハビリテーションを提供しています。 | ②船橋市立リハビリテーション病院による回復期のリハビリテーション医療の提供を実施します。  [担当課]  健康政策課 |
| ５．在宅療養者への介護・介護支援の充実 | 平成３１年４月に３カ所の委託による地域包括支援センターを増設し、より地域に密着した対応を行っています。 | 地域包括支援センター及び協働機関である在宅介護支援センターの機能強化を図ります。また、各地区コミュニティで開催されている地域ケア会議を充実させます。  [担当課]  包括支援課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ６．在宅医療の推進 | 平成２５年５月に医療・介護関係者、市民活動団体、行政によって構成する任意団体である船橋在宅医療ひまわりネットワークが設立され、在宅医療の推進に取り組んでいます。  　また、平成２７年１０月より在宅医療支援拠点ふなぽーとを設置し、在宅医療や介護に関する相談を受けるほか、在宅医療・介護関係者等への情報提供や相談などの支援を行っています。 | 船橋在宅医療ひまわりネットワークの活動において、医療・介護関係者の連携協力体制を構築し、市民公開講座や医療・介護関係者向けの研修会などを実施します。  　また、在宅医療支援拠点ふなぽーとにおいて、相談を受けるほか、在宅医療・介護関係者等への情報提供や相談などの支援を行います。  [担当課]  地域包括ケア推進課 |
| ７．医療機関での診療の円滑化 | 障害のある人が医療機関において円滑な診療が受けられるよう、千葉県から提供される受診サポート手帳を障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター、各出張所福祉ガイドコーナーにて配布しています。 | 受診サポート手帳の配布及び市のホームページや障害福祉のしおりで周知を行います。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ８．歯科診療の充実 | さざんか特殊歯科診療所及びかざぐるま休日急患・特殊歯科診療所において、一般の歯科診療所で治療が困難な障害のある人に対し歯科診療を行う体制を整え、診療しています。  　また、障害のある人、障害のある子供やその家族を対象に口腔ケアに対する意識を高めるための講演会や実技講習会を開催しています。 | さざんか特殊歯科診療所及びかざぐるま休日急患・特殊歯科診療所において、障害のある人に対する歯科診療の充実を図ります。  [担当課]  健康政策課 |
| ９．障害福祉施設等への歯科指導及び家庭への訪問指導の充実 | 障害福祉施設等に出向き、歯科指導を実施するとともに、必要時においては家庭への訪問指導を行っています。 | 各施設への歯科指導及び家庭への訪問指導を行います。  [担当課]  地域保健課 |
| １０．医療費負担の軽減　自立支援医療（更生医療）の給付、重度心身障害者医療費の助成、障害者の後期高齢者制度による医療 | 障害のある人の医療費負担の軽減のため、医療の給付及び医療費の助成を行っています。  ・自立支援医療（更生医療）の給付  ・重度心身障害者医療費の助成  ・６５歳以上７５歳未満で一定程度の障害の状態にある者及び７５歳以上の者に対する「高齢者の医療の確保に関する法律」による医療の適用 | 医療の給付及び医療費の助成を行います。  [担当課]  国保年金課、障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １１．医療費負担の軽減　自立支援医療（育成医療）、養育医療、療育医療の給付 | ①身体に障害がある児童（１８歳未満）に対して、自立した日常生活または社会生活が営むことができるよう、手術を前提とした入院及び手術後に機能回復が見込まれる場合の医療の給付を行っています。 | ①自立支援医療（育成医療）の給付を行います。  [担当課]  地域保健課 |
|  | ②身体発育が未熟なまま出生した未熟児は出生後速やかに適切な処置が必要なため、医師が入院を認めた児に対し、養育に必要な医療の給付を行っています。 | ②未熟児養育医療の給付を行います。  [担当課]  地域保健課 |
|  | ③骨関節結核及びそのほかの結核にかかっている児童に対して、医師が必要と認めた場合の医療の給付等を行っています。 | ③結核児童療育医療の給付を行います。  [担当課]  地域保健課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（２）精神保健・医療の提供等** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．精神疾患等に関する正しい知識の普及 | 精神障害者に対する偏見、差別解消、正しい知識の普及啓発のため、普及啓発講演会や家族教室を開催しています。 | 普及啓発講演会については内容を充実させるとともに、継続して開催します。家族教室については家族への情報提供や交流促進の支援という点から実施します。  [担当課]  地域保健課 |
| ２．精神障害者及び家族に対する相談事業の推進 | 保健所において、精神保健福祉士、保健師等による電話・来所相談や訪問支援を随時行っているほか、精神科医師による相談を定期的に実施しています。 | 保健所における相談事業については、医療機関や地域の福祉関係機関との連携を強化しつつ、訪問支援を充実させます。  [担当課]  地域保健課 |
| ３．船橋市地域活動支援センター（オアシス）の充実 | 船橋市地域活動支援センターにおいて、地域で生活する精神障害者や市民の心の健康相談を電話や面接相談にて実施しています。 | 船橋市地域活動支援センターの活動について、地域に根ざした施設となるようピア活動やプログラムの充実だけでなく、地域交流を促進します。  [担当課]  地域保健課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ４．精神障害者の家族による交流事業の推進 | 精神障害者の家族が孤立しないよう家族会の活性化とともに、当事者の家族に対する一層の支援を推進していく必要があります。 | 当事者と同居する家族を対象に、家族会のメンバーが担当者となって、同じ悩みをもつ家族同士での話し合い、共に学習する場を設けます。  [担当課]  地域保健課 |
| ５．医療費の負担軽減　自立支援医療費（精神通院医療）の支給、精神障害者入院医療費の助成 | 精神障害の治療で通院や入院した場合の医療費負担軽減のため、受給者証の交付及び医療費の助成を行っています。 | 精神障害者の増加する状況を踏まえ、精神障害に対する適切な医療を確保できるよう精神障害により、通院や入院した場合の医療費の負担軽減を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
| ６．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（再掲） | 精神障害者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉関係者による協議を行います。 | 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して、精神障害者が地域で暮らしていくための支援体制について検討します。  [担当課]  地域保健課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（３）人材の育成・確保** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．専門職員の確保 | 地域保健を推進する保健師、発達遅滞の乳幼児に対する発達検査や療育指導のための心理発達相談員など、専門職員を配置しています。 | 保健指導や療育支援の推進確保に必要な専門職員の確保に努めます。  [担当課]  地域保健課、療育支援課 |
| ２．専門職員の資質の向上 | 専門的知識の習得のため各種研修に参加しています。 | 各種研修により知識の習得及び資質の向上を目指します。  [担当課]  地域保健課、療育支援課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（４）難病に関する施策の推進** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．難病患者援助金の支給 | 難病患者の費用負担の軽減を図るため、難病患者援助金を支給しています。 | 国の動向などを見ながら、難病患者援助金の支給による支援を行います。  [担当課]  地域保健課 |
| 2．小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の推進 | 長期にわたり療養を必要とする児童等とその家族が地域で安心して療養できるよう、小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談支援を行うとともに、関係機関と連携を取り、療養状況やニーズに応じた支援を行っています。 | 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の充実を図り、安心して療養できる体制づくりを行います。  [担当課]  地域保健課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ３．小児慢性特定疾病医療費の給付 | 長期にわたり療養を必要とし、療養のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対し医療費を支給しています。 | 対象の拡大など、国の動向を見ながら、小児慢性特定疾病医療費の給付による支援を行います。  [担当課]  地域保健課 |
| ４．難病相談事業の推進 | 難病患者が自宅で安心して療養できるよう、患者・家族から相談を受け、関係機関と連携を取り、療養者の状況やニーズに応じた支援を行っています。 | 関係機関との連携を深め、難病患者が安心して療養できる体制づくりを行います。  [担当課]  地域保健課 |
| ５．難病患者に対する医療費の支給 | 原因が不明で治療方法が確立されていない難病患者の医療費自己負担額を軽減し、治療の促進を図っています。 | 対象の拡大など、国の動向を見ながら、難病の患者に対する医療費の支給により負担を軽減し、治療の促進を図ります。  [担当課]  地域保健課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（５）障害の原因となる疾病等の予防・治療** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．「ふなばし健やかプラン２１」の推進 | 「ふなばし健やかプラン２１（第２次）」では、健康寿命の延伸を大目標として計画の推進をしています。令和元年度に計画の中間評価を実施するとともに、後期分野別計画を策定しました。 | 「ふなばし健やかプラン２１（第２次）」のもと、健康の増進のための施策を推進します。  [担当課]  健康政策課 |
| ２．ふなばし健康ポイント事業の実施 | 健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、平成３０年度から、ふなばし健康ポイント事業を実施しています。 | 楽しみながら運動等の取り組みを継続できるよう健康づくりを支援します。  [担当課]  健康政策課 |
| ３．新生児の障害予防の推進 | ①保健師による母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児に関する相談を行っているほか、妊娠届やそれらの相談をもとに、必要に応じて妊婦訪問を行うなど出産・育児に関する継続的な支援を行っています。 | ①母子健康手帳交付時における保健師による相談を行うほか妊婦訪問など出産・育児に関する継続的な支援を行います。  [担当課]  地域保健課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ②「パパ・ママ教室」により、正しい知識の普及を行い、安全な妊娠・出産を促しています。 | ②「パパ・ママ教室」に加え、今後、産前産後サポート事業を実施し、安全な妊娠・出産に向けた正しい知識の普及に努めます。  [担当課]  地域保健課 |
|  | ③安全な妊娠・出産を迎えるため、思春期を対象とした母子健康教育を行っています。 | ③思春期を対象とした母子健康教育を継続して行っていきます。  [担当課]  地域保健課 |
| ４．乳幼児からの正しい食生活の推進 | 第１子を対象にした食育講座や、１歳６か月児健康診査時に行う食育ミニ講座などによる食育推進事業を行っています。 | 食育講座や食育ミニ講座を実施することにより乳幼児からの食育を実施します。  [担当課]  地域保健課 |
| ５．成人・高齢者における健康の保持・増進と自己管理の促進 | 保健センターや各地域での健康教育や家庭訪問等により、自らが「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高め、疾病の自己管理を促し、健康の保持・増進を図っています。 | 地区健康教育や健康相談、家庭訪問などをとおして自己健康管理の促進を図ります。  [担当課]  地域保健課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ６．生活習慣病などによる障害の予防の推進 | ①特定健康診査や特定保健指導において、生活習慣病などの予防を図っています。さらに健診結果で腎機能低下のリスクの高い方について、人工透析導入の増加抑制を図るため、保健指導を行っています。また、在宅寝たきり者及びそれに準ずる方については訪問診査を実施しています。 | ①特定健康診査や特定保健指導、慢性腎臓病対策保健事業などの実施により、生活習慣病などの予防の推進、人工透析導入者の増加抑制を図ります。  [担当課]  健康づくり課 |
|  | ②生活習慣病予防や健康全般について、自治会館や集会所等で個別相談を行う「成人健康相談」を実施するほか「糖尿病教室」を開催するなど生活習慣病予防、疾病予防を推進しています。 | ②自治会館において個別相談を行うなど生活習慣予防、疾病予防を推進します。  [担当課]  地域保健課 |
| ７．介護予防事業の充実 | ①要介護認定率の減少だけでなく、健康寿命が長い高齢者を目指すため、介護予防事業の充実を図っています。 | ①６５歳以上の方を対象に、介護予防教室、認知症予防教室を開催し、介護予防事業を推進します。  [担当課]  健康づくり課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
|  | ②船橋市リハビリセンターにおいて「プールリハビリ教室」や「パワーリハビリ（筋力マシンを利用してのリハビリ）」「パワーリハビリフォローアップ」など介護予防事業を実施しています。 | ②維持期のリハビリテーションを提供するとともに介護予防事業を行います。  [担当課]  健康政策課 |
|  | ③介護予防と健康寿命の延伸のため、いつでも、どこでも、どなたでもできるふなばしシルバーリハビリ体操教室を実施しています。 | ③シルバーリハビリ体操教室の開催とともに、体操指導士養成を行い、自らの健康づくりに加え、地域住民にシルバーリハビリ体操を教えることにより、地域の健康づくりを促進します。  [担当課]  健康づくり課 |
| ８．乳幼児・高齢者の事故防止の啓発 | 赤ちゃん訪問、４か月児健康相談、１歳６か月児健康診査・３歳児健康診査や母子・成人の地区健康教育にて事故予防のチラシ配布や講話を行うなど、市民に対して、乳幼児の交通事故・誤飲・転落、高齢者の転倒など、事故防止に関する啓発の推進を図っています。 | 赤ちゃん訪問、４か月児健康相談、１歳６か月児健康診査・３歳児健康診査や母子・成人の地区健康教育でのチラシ配布を行うなど事故防止の啓発を行います。  [担当課]  地域保健課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ９．障害の早期発見の推進 | ①新生児・低体重児訪問、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）時に、子育て支援に関する情報提供や母子の心身状況や育児環境の把握を行っています。 | ①新生児・低体重児訪問、赤ちゃん訪問を行います。  [担当課]  地域保健課 |
|  | ②幼児健診の受診率向上を図るため、母子健康手帳交付や赤ちゃん訪問、４か月児健康相談などの際に、１歳６か月児健康診査及び３歳児健康診査の幼児健診についての周知を行っています。また、平日に来所できない方に対しては日曜健診を行うなど、健康診査の受診率の向上を図っています。 | ②１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査の周知、日曜健診の実施により、受診率の向上に努めます。  [担当課]  地域保健課 |
|  | ③乳児健康相談や窓口・電話相談など、相談事業の充実を図っています。 | ③乳児健康相談や窓口・電話相談など、相談事業の充実を図ります。  [担当課]  地域保健課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
|  | ④４か月児健康相談の対象となる方全員の状況把握に努めているほか、各保健センター、船橋市駅前総合窓口センター、市役所にて、随時育児についての相談を受け付けています。また、精神科医師、臨床心理士などによる育児ストレス相談についても実施しています。乳児の全数把握により、疾病や障害の早期発見・治療や療育機関との連携を図っています。 | ④４か月児健康相談、育児ストレス相談を行います。  [担当課]  地域保健課 |
|  | ⑤健康診査及び健康相談により障害及びその疑いがある場合には、家庭へ訪問し、個々の状況に合わせた支援を関係機関と連携しながら行っています。 | ⑤家庭訪問事業を実施します。  [担当課]  地域保健課 |
|  | ⑥１歳６か月児健診事後指導教室である「ひよこ教室」において親子で一緒に遊ぶ体験を通して、子供との接し方や親子関係の改善を図り、子供の発達を促しています。 | ⑥ひよこ教室の実施を通じて、子供の発達を促しながら、関係機関との連携を深め、より高い支援を実施します。  [担当課]  地域保健課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １０．早期療育の推進 | 療育が必要な子供の早期療育の促進を図っています。 | 早期療育を行う体制の整備を図ります。  [担当課]  療育支援課 |

****

**教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等**

１　基本方針

　障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組み、インクルーシブ教育システムの整備を進めます。

　また、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害のある児童生徒の発達・成長のため、早期から一人ひとりの障害の状況と成長段階、教育的ニーズに応じて、可能な限りきめ細やかな支援を行います。

　さらに、障害のある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ・レクリエーション、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を推進するとともに、共に暮らせる社会の実現を目指します。

　スポーツ・レクリエーション、文化活動は、人間形成の面からも、生活の質を高めるためにも、さらに、心身の健康という点からも大切です。これらの活動は、やりがい・生きがい・楽しみのある充実した生活、心身機能の維持・向上に寄与し、生き生きとした地域生活の実現につながります。活動の機会を十分に確保することにより、社会参加の促進を図ります。そのため、スポーツ・レクリエーション、文化活動に日常的かつ自主的に取り組むことができるよう、その環境を整備し、活動を推進する必要があります。

　これらの活動に加え、国際交流活動への障害のある人の参加の支援方策の充実や、学校教育の場で国際交流活動の機会設定などの必要があります。船橋市は、現在、海外の３都市と姉妹・友好都市を結んでおり、障害のある人を含めた市民レベルの国際交流を、今後も推進していきます。

　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

（１）インクルーシブ教育システムの推進

（２）教育環境の整備

（３）文化芸術活動、スポーツ等の振興

（４）障害のある人などの国際交流の推進

２　現状と施策の方向性について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（１）インクルーシブ教育システムの推進** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．就学相談の充実 | 特別な教育的ニーズのある幼児の就学について、こども発達相談センター等の療育施設と連携を図りながら、就学相談会、就学指導委員会を開催し、適切な就学についての支援をしています。また、より多くの保護者に就学相談についてを周知できるように就学に関する説明会を実施しています。 | 幼稚園・保育園等に就学相談会、就学指導委員会を周知し、適切な教育が受けられるよう保護者からの就学相談に応じます。  [担当課]  総合教育センター |
| ２．教育相談の充実 | 市内の全小中学校に特別支援教育コーディネーターを指名し、各校及び保護者からの教育相談に応じています。また、学校担当が各学校を訪問し、指導しています。 | 学校生活、家庭生活、障害に関する問題の相談や助言を行うため、特別支援教育コーディネーターの支援や各校の教育相談の充実を図ります。  [担当課]  総合教育センター |
| ３．進路に関する相談支援の充実 | 公共職業安定所との連携のもと他課と連携をしながら、進路の取り組みを支援しています。 | 産業現場等における実習についての情報共有などを行い、進路指導の充実などを図ります。  [担当課]  総合教育センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ４．特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実 | ①在籍する児童生徒の一人ひとりのニーズに応じた適切な指導が行えるよう個別の教育支援計画や個別の指導計画、個別の移行支援計画の作成の手引きを配布し教育の充実を図っています。 | ①個別の教育支援計画や個別の指導計画、個別の移行支援計画を校長会議・教頭会議、コーディネーター研修会等の機会を通して周知し、活用の推進を図ります。  [担当課]  総合教育センター |
|  | ②特別支援学級や通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で、支援を必要とする場合には支援員の配置を行っています。 | ②障害のある児童生徒数が増加していることから、安全の確保や学校生活支援のため、必要に応じた支援員の配置をします。  [担当課]  総合教育センター |
| ５．通級指導教室における指導の充実 | ①通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、よりよい支援を行えるよう、小中学校における通級による指導を推進しています。発達障害通級指導教室には、その内容の充実を図るため、通級指導教室指導員を雇用し、通級指導担当教員と協力し、指導を行っています。 | ①通級指導教室による指導の充実を図るほか、各通級指導教室において障害の特性に応じた設備の整備を行います。  [担当課]  総合教育センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
|  | ②障害のある児童生徒に対して障害の特性に応じた教育を実施するため通級指導教室の設置に取り組んでいます。 | ②障害のある児童生徒の増加しつつある現状を踏まえ、障害のある子もない子もともに学べるよう通級指導教室を設置します。  [担当課]  総合教育センター |
| ６．通常の学級における指導の充実 | 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の指導を充実するため、校内体制の整備を図るとともに、専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣を行っています。 | 専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣により、通常の学級における障害のある児童生徒の指導の充実を図ります。  [担当課]  総合教育センター |
| ７．訪問指導の充実 | けがや疾病により療養中、また通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、訪問指導を行っています。 | 訪問指導が長期にわたる場合においては、学習の遅れが出ないように、学校との連絡を密に取り、支援計画を作成する等の手立てを講じます。  [担当課]  指導課 |
| ８．医療的ケアを必要とする児童等が教育を受ける機会確保のための体制整備 | 医療的ケアを必要とする児童生徒が、教育を受ける機会を確保するために教育委員会が指定する小中学校、特別支援学校に看護師を配置しています。 | 医療的ケアを必要とする児童生徒が、教育を受ける機会や他の児童生徒と共に学ぶ機会を確保するため、支援体制の整備に努めます。  [担当課]  総合教育センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ９．学生ボランティアの活用 | 学校支援ボランティア派遣事業の実施により、学生ボランティアによる特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行っています。 | 近隣大学と連携して小中学校へ学生ボランティアを派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒の支援の充実を図ります。  [担当課]  総合教育センター |
| １０．校外活動の充実 | 学校での校外活動を通して、さまざまな体験を学べることから、小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業を行うなど学校における校外活動の充実を図っています。 | 障害のある児童生徒の日常生活・集団生活に必要なルールを学び、好ましい人間関係や他校との交流などの推進を図りながら校外活動等を実施します。  [担当課]  総合教育センター |
| １１．産業現場等での実習の充実 | より良い進路先を選択できるように、特別支援学級の中学３年生及び特別支援学校の中学３年生・高等部の全生徒に産業現場等における現場実習を行っています。 | 校内での作業学習の充実と他課と連携して産業現場等における実習を充実させます。  [担当課]  総合教育センター |
| １２．切れ目のない指導・支援の充実（再掲） | 障害のある子供の成長記録や配慮が必要な事項等を記載したライフサポートファイルを各支援機関で共有することで、適切かつ一貫性のある支援体制の充実を図ります。 | ライフサポートファイルを配布することで、障害のある子供に対する適切かつ一貫性のある支援体制の充実を図ります。  [担当課]  療育支援課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（２）教育環境の整備** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．特別支援学校のセンター的機能 | 特別支援学校コーディネーターによる小中学校への出張相談や教員の研修会の講師を行うなどの連携を行っています。 | 特別支援学校との連絡会を設け、定期的に連絡をとり、状況を把握する等の連携を強化します。  [担当課]  総合教育センター |
| ２．発達障害理解のための職員の研修の充実 | 発達障害の理解促進のため、保育園、幼稚園、関係機関職員を対象とした「発達支援のための講演会」などを行っています。 | 幼稚園、保育園等の職員に対して、専門職による支援方法の指導や講演会などを行います。  [担当課]  療育支援課 |
| ３．巡回相談の充実 | こども発達相談センターの専門職職員等が幼稚園や保育園等にて巡回相談を行うことにより地域での子供の発達に対する指導力向上を図っています。 | 専門職職員が巡回相談を行い、幼稚園や保育園等での生活がよりスムーズにいくよう、さらなる指導力の向上を図ります。  [担当課]  療育支援課、総合教育センター |
| ４．教職員への研修の充実 | 特別支援学級担任研修会や、小・中学校教育研究協議会の特別支援教育部会等をとおし、教職員の研修を行っています。 | 在籍する児童生徒の一人ひとりの特別な教育的ニーズに対応するため、さらなる教職員の研修を行います。  [担当課]  総合教育センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ５．特別支援教育コーディネーター等相談担当者への研修の充実 | 就学相談・教育相談を専門に行うため、特別支援教育コーディネーター等への指導力向上のため研修会を行っています。 | 年間の研修計画の中で、経験別、地域別等内容を工夫するなどしながら研修を行います。  [担当課]  総合教育センター |
| ６．学校施設・設備の充実 | ①教育効果を高めるため、特別支援学校及び特別支援学級について、児童生徒数を確認しながら毎年計画を策定し、計画的に学校の施設・設備の整備を図っています。 | ①特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加が見込まれるため、動向を見ながら特別支援学校の改修や特別支援学級及び通級指導教室の設置を検討します。  [担当課]  施設課、総合教育センター |
|  | ②通常の学級に在籍する肢体不自由などの児童生徒のために、障害の状況に合わせた施設・設備の改善を図っています。 | ②就学１年前から行う就学相談にて、障害の状況の把握などを行っていますが、設備の整備の準備を行うためにも、より早期からの就学相談についても検討します。  [担当課]  施設課、総合教育センター |
|  | ③大規模改造事業及び校舎改修事業にあたって、各校の改造・改修の状況を踏まえながら、障害のある児童生徒に配慮した整備を行っています。 | ③増改築時や障害のある児童生徒の状況を踏まえて、エレベーター・多目的トイレ等のバリアフリー化を図ります。  [担当課]  施設課、総合教育センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ７．公民館などの施設の充実 | 2階以上の全公民館にエレベーターを設置するなど、障害のある人に配慮した整備を行っています。 | 今後も公民館等の建替え時等にバリアフリー化を進めていくなど、障害のある人に配慮した整備を行っていきます。  [担当課]  社会教育課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（３）文化芸術活動、スポーツ等の振興** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．スポーツ、文化施設の整備の推進 | スポーツ、文化施設について、障害のある人の参加・利用に配慮した整備に努めています。 | 障害のある人に配慮したスポーツ、文化施設の整備を推進します。  [担当課]  文化課、生涯スポーツ課 |
| ２．スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実 | ①障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業を実施しています。 | ①スポーツ・レクリエーション及び文化事業について、障害のある人の要望に応じて、現在実施している事業を拡大するなど、障害のある人の社会との交流をさらに促進します。  [担当課]  障害福祉課、文化課、生涯スポーツ課、公民館 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
|  | ②市民全般を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の開催にあたり、車椅子利用者の優先入場や参加者のサポート体制を整えるなど障害のある人の参加に配慮しています。 | ②参加者の状況に応じたさらなる配慮を行い、スポーツ・レクリエーション、文化事業を開催します。  [担当課]  文化課、生涯スポーツ課、公民館 |
| ３．千葉県障害者スポーツ大会への参加促進 | 広報ふなばし等を利用し、千葉県障害者スポーツ大会への参加の勧奨を行っています。また、特別支援学校や障害者施設に対しても案内を送付しています。 | より多くの障害のある人の参加促進のため、広報ふなばしへの掲載や障害福祉団体及び前年度参加者に対して案内を送付するとともに、市のホームページ等により、さらなる周知を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
| ４．作品発表の場の提供 | 障害者週間記念事業において作品展を開催するなど障害のある人の作品発表の場を提供しています。 | 市のホームページ、広報ふなばし、チラシ等により、作品展のさらなる周知を図り、より多くの方に鑑賞していただけるよう努めます。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ５．障がい者スポーツ指導員の養成 | 船橋市スポーツ推進委員等を対象に障がい者スポーツ指導員の資格取得を推進し、障害のある人のスポーツ環境を構築する上で必要な人材の養成並びに資質向上を図っています。 | 船橋市スポーツ推進委員等を対象に障がい者スポーツ指導員の資格取得を推進し、障害のある人のスポーツ環境を構築する上で必要な人材の養成並びに資質向上を図ります。  [担当課]  生涯スポーツ課 |
| ６．精神障害者のレクリエーションや創作的活動等の充実 | 船橋市地域活動支援センターが行う事業の一環として、レクリエーション、創作的活動などを推進しています。 | 船橋市地域活動支援センター事業として、レクリエーション、創作的活動を通して日中活動の場を提供していきます。  [担当課]  地域保健課 |
| ７．地域のスポーツリーダーへの障害のある人の理解の浸透 | 地域のスポーツを推進するスポーツ推進委員や、ふなばし市民大学校スポーツコミュニケーション学科の学生などに、講義などをとおして障害のある人への理解の浸透を図っています。 | 地域のスポーツリーダーに対して障害のある人への理解の浸透を図ります。  [担当課]  社会教育課、生涯スポーツ課 |
| ８．スポーツ・文化活動を行う団体などへの障害のある人の受け入れ支援 | スポーツ・文化活動を行う団体などからの求めに応じて、障害のある人のスポーツ・文化活動への参加に対する相談を受け、参加を推奨しています。 | 必要に応じて、スポーツ・文化活動を行う団体からの相談に応じ、障害のある人の受け入れを支援します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ９．一般市民団体による障害福祉施設への交流活動の支援 | 一般市民団体が自主的な活動の中で、障害福祉施設への訪問など交流活動を行っています。 | 必要に応じて、障害福祉施設の紹介をするなど、交流活動を支援します。  [担当課]  障害福祉課、文化課 |
| １０．学校におけるスポーツ・文化活動の充実 | 障害のある児童生徒も障害のない児童生徒もともに、スポーツや文化活動に取り組めるよう、各学校に指導・助言を行っています。 | 障害の有無にかかわらず、スポーツや運動に親しみ、安全に留意しながら個に応じた活動が進められるよう指導していきます。児童生徒の興味関心を大切にし、文化活動に主体的に参加できるよう助言します。  [担当課]  指導課、保健体育課 |
| １１．スポーツ・文化活動への参加の促進 | 障害のある人が公共施設を利用する際に、使用料を減免することで、スポーツ・文化活動への参加促進を図っています。 | 障害福祉のしおり等により、公共施設使用料の減免について周知することによりスポーツ・文化活動への参加を促進します。  [担当課]  障害福祉課、生涯スポーツ課 |
| １２．船橋市パラスポーツ協議会によるスポーツ・レクリエーション活動への参加促進 | 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策を、「地域における障害者スポーツ普及促進について」の取り組み方策を軸に推進しています。 | 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策に取り組んでいきます。  [担当課]  生涯スポーツ課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １３．生涯学習への参加の促進 | ①障害福祉団体が公民館を利用する際、登録手続きにより使用料の減免を行い、生涯学習の参加の推進を図っています。 | ①障害福祉団体が障害福祉の向上を目的とした活動で公民館を使用する際には、使用料の減免を通じて、生涯学習の参加を促進します。  [担当課]  障害福祉課、社会教育課、公民館 |
|  | ②生涯学習情報冊子「楽しく学ぼうふなばし」を作成し、船橋市及びふなばし市民大学校や船橋市公園協会等で行っている、障害のある人のための生涯学習情報も含めた生涯学習情報を提供しています。 | ②障害のある人のための情報も含めた生涯学習情報を提供します。  [担当課]  社会教育課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（４）障害のある人などの国際交流の推進** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．国際交流事業への障害のある人の参加の推進 | 姉妹都市との国際交流記念事業において、障害のある人も含む市民団体にて国際交流を行っています。 | 障害の有無にかかわらない国際交流を実施します。  [担当課]  国際交流課 |

****

**雇用・就業、経済的自立の支援**

１　基本方針

　障害のある人が地域において、その適性に応じて質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であり、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ることが必要です。「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務などについての啓発を行い、理解の促進を図ることも重要となります。

　また、一般就労を希望する人には、できる限り一般就労ができるように支援を推進することが重要であることに加え、一般就労が困難である人には、就労継続支援Ｂ型等の福祉的就労の工賃水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する必要があります。

　さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合せのもと、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害のある人の経済的自立を支援する必要があります。

　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

（１）障害のある人の雇用促進

（２）総合的な就労支援

（３）福祉的就労の充実

（４）経済的自立の支援

２　現状と施策の方向性について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（１）障害のある人の雇用促進** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．就労希望者への情報提供 | ①障害者就業・生活支援センターへ就労支援員配置のための補助金を交付し、適切な就労相談を受けられる環境整備に努めています。 | ①きめ細かい支援が受けられるよう、障害者就業・生活支援センターの就労支援員配置のための補助事業を継続して実施し、地域の各事業所と連携して相談者のニーズに応じた適切な支援が実施できるよう、体制の構築を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
|  | ②職場実習先開拓員を配置し、実習先の開拓を行い、就職希望者への情報提供を行っています。 | ②開拓した実習先の情報提供を実施するとともに、就職希望者への啓発活動に努めます。  [担当課]  商工振興課 |
| ２．企業への啓発 | ①「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務などについて、企業への啓発を行っています。 | ①情報収集を行うとともに、企業を対象とした研修会等を開催し、啓発に努めます。  [担当課]  障害福祉課、商工振興課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
|  | ②職場実習先開拓員による企業訪問を行い、障害のある人の職場実習及び雇用の啓発を行っています。 | ②職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、障害のある人の雇用の啓発に努めます。  [担当課]  商工振興課 |
| ３．各種制度の周知 | 職場実習先開拓員が企業訪問する際、障害者職場実習奨励金や各種公的機関の補助金についての周知を行っています。 | 職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、障害者職場実習奨励金や各種公的機関の補助金についての周知を図ります。  [担当課]  商工振興課 |
| ４．合同面接会の開催 | 公共職業安定所とともに、障害者雇用促進合同面接会を実施しています。 | 公共職業安定所とともに、障害者雇用促進合同面接会を実施し、雇用機会の拡大に努めます。  [担当課]  商工振興課 |
| ５．市職員としての雇用 | 法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行っています。 | 法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行い、市での雇用機会の拡大を図ります。  [担当課]  職員課、教育総務課、医療センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ６．企業の障害者雇用の促進 | ①障害のある人を職場実習に受け入れた事業主に対して、障害者職場実習奨励金を交付しています。 | ①奨励金の交付を行い、職場実習機会の拡大、雇用機会の拡大に努めます。  [担当課]  商工振興課 |
|  | ②障害のある人の雇用、職場実習の受け入れに積極的に取り組んだ事業所を表彰しています。 | ②他の事業所の模範となる事業所を表彰することにより、障害のある人の雇用を推進します。[担当課]  商工振興課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（２）総合的な就労支援** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．船橋市自立支援協議会専門部会の開催 | 船橋市自立支援協議会の専門部会である就労支援部会を毎年開催しています。 | 障害者就労の関係機関が就労支援部会において、障害者就労の課題を共有するとともに、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修の実施、障害者就労支援事業所等合同説明会の開催等について議論します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ２．船橋市特別支援連携協議会の作業部会の充実 | 就労等の支援について、船橋市特別支援連携協議会の第二作業部会を開催しています。 | 船橋市特別支援連携協議会の第二作業部会にて、就労等の推進に向けて検討します。  [担当課]  総合教育センター |
| ３．関係機関との連携強化 | 船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、関係機関との連携を図っています。 | 船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、就労に関する課題を共有するとともに、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修の実施や障害者就労支援事業所等合同説明会の開催等について議論し、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所連絡会、船橋障がい者地域福祉連絡会、商工会議所とのさらなる連携の強化を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
| ４．障害者就業・生活支援センターの充実 | 障害者就業・生活支援センターに対して、就労支援員配置のための補助金を交付しています。 | 障害のある人の一般就労支援の中核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化を図るため、今後も就労支援員の配置のための補助金を交付します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ５．就労定着に向けた支援 | 一般就労後の定着支援を実施する障害者就業・生活支援センターへ就労支援員配置のための補助金を交付し、適切な定着支援を受けられる環境整備に努めています。  また、企業従業員や障害福祉サービス提供事業所等の職員が一般就労に対する支援の知識を習得するため、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修を実施しています。 | 障害者就業・生活支援センターへの補助及び障害者就労支援ジョブサポーター養成研修については、継続して実施します。  また、ジョブコーチなどの就労定着に係る支援制度や支援機関等の情報を収集し、企業及び障害福祉に関する機関等へ提供します。  [担当課]  障害福祉課 |
| ６．地域生活支援の場の提供 | 地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所に対して運営費の補助等を行うとともに、充実した日常生活や社会生活を営むための創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、生活指導などにより自立を図っています。 | 地域生活支援の場を提供する事業所の運営の安定化を図ります。  [担当課]  地域保健課、障害福祉課 |
| ７．受注及び販路の拡大 | 千葉県障害者就労事業振興センターへ事業委託を行い、障害者就労施設等の受注・販路の拡大等について取り組むことにより、障害のある人の工賃向上を図っています。 | 千葉県障害者就労事業振興センターへの事業委託を行い、受注・販路拡大への取り組みや事業所を対象とした研修等を通じ、障害のある人の工賃向上を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ８．職親委託制度の利用 | 職親委託制度の利用により、必要な指導訓練を行っています。 | 知的障害者に対する職親委託制度を継続します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（３）福祉的就労の充実** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達 | 毎年「船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、障害者就労施設等から物品等を調達しています。 | 障害者就労施設等からの物品等の調達目標金額を定め、市のホームページで実績を公表し、目標金額の達成と障害者就労施設等の受注機会の確保に努めます。  [担当課]  障害福祉課 |
| ２．障害者就労施設等の販売機会の確保 | 障害のある人が生産した商品を販売する機会を確保することにより、工賃の向上を図っています。また、障害のある人や障害に対する理解の促進を図っています。 | 販売機会を確保するとともに、障害者就労施設等に対し、イベント等の情報提供を行います。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（４）経済的自立の支援** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．障害年金制度及び特別障害給付金制度の周知 | 市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載や手帳交付時にパンフレットを配布するなど制度の周知を行っています。 | 市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載など周知を図ります。  [担当課]  国保年金課、障害福祉課 |
| ２．手当の支給 | 各種手当の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援しています。 | 障害のある人を対象とする手当を市のホームページ、障害福祉のしおり等にてさらなる周知を図り、各種手当を支給することにより、経済的自立を支援します。  [担当課]  障害福祉課 |
| ３．心身障害者新規就労支度金の支給 | 心身障害者新規就労支度金を支給することにより、経済的自立を支援しています。 | 市のホームページや障害福祉のしおり等にてさらなる周知を図り、心身障害者新規就労支度金の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ４．障害者施設等通所交通費の助成（再掲） | 障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成しています。 | 障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動への参加しやすい環境を整備します。  [担当課]  障害福祉課 |

****

**差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止**

１　基本方針

　障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現のためには、市民が障害及び障害のある人についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進していく必要があります。

　障害者基本法第４条において、障害を理由とする差別や権利侵害の行為の禁止とともに合理的配慮の提供が求められており、その理念を具体化した障害者差別解消法に基づき、障害のある人に対する差別の解消に向けた取り組みを行います。

　まずは、市の職員が障害及び障害のある人に対しての理解を深めることで、窓口等における合理的配慮を推進していきます。行政が合理的配慮を率先して行っていくことが社会全体での差別の解消の推進につながります。

　また、障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加のためには、虐待を防止することが極めて重要です。障害者虐待防止法に基づき、障害のある人に対する虐待を防止するとともに、障害のある人の保護、自立の支援並びに財産上の不当取引による被害の防止及び救済を図るためにも、成年後見制度の利用促進などにより、権利擁護を推進する必要があります。

　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

（１）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

（２）行政等における配慮の充実

２　現状と施策の方向性について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（１）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．船橋市障害者差別解消支援地域協議会での取り組み | 平成２９年５月から、障害者差別解消法に基づく船橋市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害のある人に対する差別に係る相談事例の共有や意見交換を行っています。 | 船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、事例を共有するとともに、障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動について議論し、障害者差別の解消を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |
| ２．権利擁護体制の検討 | 船橋市自立支援協議会の権利擁護部会及び船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、権利擁護体制の検討を行っています。 | 船橋市自立支援協議会の権利擁護部会及び船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、権利擁護体制に関する課題を共有するとともに、差別の解消及び権利擁護の推進を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ３．障害者虐待防止ネットワークによる権利擁護の推進 | 船橋市自立支援協議会、船橋市障害者虐待防止対応連絡会議、個別ケース会議の３階層の虐待防止ネットワークを構築することにより、障害のある人に対する虐待防止のための関係機関との連携協力を図っています。 | 船橋市障害者虐待防止対応連絡会議において、障害のある人に対する虐待の問題解決を図っていくとともに、船橋市自立支援協議会に虐待防止対応における審議状況を報告し、障害者虐待に関する課題共有を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
| ４．高齢者・児童虐待防止部門との連携の推進 | 障害のある人に対する虐待防止のため、高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図っています。 | 高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図ることにより、障害のある人に対する虐待防止を推進します。  [担当課]  包括支援課、地域保健課、障害福祉課、家庭福祉課、療育支援課 |
| ５．船橋市障害者虐待防止センターによる権利擁護の推進 | 船橋市障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する通報の受付・相談を行うことにより、障害のある人に対する虐待の早期発見・予防に取り組んでいます。 | 船橋市障害者虐待防止センターにおいて、虐待の通報の受付・相談を行うとともに、障害者虐待防止のための啓発活動を行うことにより障害のある人に対する虐待防止の取組を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ６．成年後見制度の利用の推進 | ①船橋市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度の利用促進を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備を行っています。 | ①地域における課題整理、体制整備を行い、成年後見制度の利用を推進します。  [担当課]  包括支援課 |
|  | ②必要となる費用を負担することが困難である人に対し、成年後見人等の報酬等の全部または一部を助成することにより成年後見制度の利用を推進しています。 | ②障害のある人やその介護者の高齢化等により、成年後見制度の利用の必要性が高まっていることを踏まえ、成年後見人等の報酬等の費用の助成を行い、成年後見制度の利用を推進します。  [担当課]  地域保健課、障害福祉課 |
|  | ③船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、障害のある人の法人後見等の受託や、障害のある人及びその家族に対して成年後見制度を利用するにあたっての電話相談等を行うことにより成年後見制度の利用を推進しています。（再掲） | ③船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する電話相談等を行うとともに、市からの依頼に応じて法人後見等の受託を行い、成年後見制度の利用を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
|  | ④成年後見、保佐及び補助の業務を行うことができる人材を育成するために講座を開催し、市民後見人の養成を行っています。 | ④市民後見人の養成を行うことにより、成年後見制度の利用を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |
| ７．ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」の利用の推進 | 船橋市社会福祉協議会が設置しているふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」において、判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの日常生活自立支援事業を行っており、その利用について周知を図っています。 | ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」が実施している日常生活自立支援事業を周知し、利用を推進します。  [担当課]  地域福祉課 |
| ８．心のバリアフリーの推進 | 各学校において、人権教育、道徳教育、総合的な学習の時間などをとおして、心のバリアフリーについて、啓発を行っています。また、市民のための講演会を開催し、障害と障害のある人に関する理解促進を図っています。 | 心のバリアフリーの推進のため、地域において学習の機会を設けるとともに、各種のイベント等を通じて、市民の理解を深めます。  [担当課]  地域保健課、障害福祉課、療育支援課、指導課、社会教育課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（２）行政等における配慮の充実** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．障害及び障害のある人への市職員の理解促進 | ①平成２８年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」を策定し、市職員が障害のある人への差別の解消に向けて取り組んでいます。  また、市職員に障害者差別解消法についての研修を実施し、障害及び障害のある人への理解促進を図っています。 | ①障害及び障害のある人への理解を図り、合理的配慮を適切に行うため、全庁的な取り組みを行います。  [担当課]  障害福祉課 |
|  | ②新規採用職員研修時のカリキュラムに人権及び障害のある方からの講話を設けるとともに、車椅子や視覚障害者体験の実施等を通じて、職員に障害及び障害のある人への理解促進を図っています。 | ②新規採用職員研修の課目の中で、障害及び障害のある人への理解促進を図ります。  [担当課]  職員課 |
| ２．窓口等における合理的配慮の推進 | 窓口等で支援を必要としている障害のある人に対して、障害特性に応じた支援を行っています。また、各課に情報提供を行い、合理的配慮の提供に努めています。 | 窓口等で支援を必要としている障害のある人に対して、障害特性に応じた支援を行います。また、各課に情報提供を行い、合理的配慮の提供を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ３．選挙における障害のある人への配慮の推進 | 投票所のバリアフリーやコミュニケーションボードの配置など投票環境の改善と障害のある人への配慮に努めています。 | 投票環境のさらなる向上及び障害のある人への配慮ある対応を図ります。  [担当課]  選挙管理委員会事務局 |
| ４．市議会の傍聴における障害のある人への配慮の推進 | 本会議場傍聴席に車椅子専用席を設置しています。また、補聴器誘導システムの設置や手話通訳者の派遣を行っています。 | 市議会の傍聴における障害のある人への配慮を推進します。  [担当課]  庶務課 |